

野々市市一般廃棄物処理基本計画

(令和 4 (2022) ～令和 13 (2031) 年度)

令和 4 年 3 月

野々市市

目次

第1章 総論	1
1 本市の概要	1
（1）自然的特性	1
（2）社会的特性	1
2 一般廃棄物処理計画	4
（1）位置付け	4
（2）範囲	4
（3）期間	4
（4）その他必要な事項	4
第2章 一般廃棄物処理の現状及び今後の見込み	6
1 ごみ処理の現状	6
（1）排出量について	6
（2）収集運搬について	8
（3）処理施設について	11
（4）発生量の見込みについて	14
（5）処理費用について	15
（6）一般廃棄物処理基本計画の取組み結果及び課題	16
2 生活排水処理の現状	22
（1）処理区域及び処理人口について	22
（2）排出量について	23
（3）収集運搬について	24
（4）処理施設について	24
（5）処理費用について	24
（6）一般廃棄物処理基本計画の取組み結果	24
第3章 ごみ処理基本計画	25
1 基本方針及び目標	25
（1）基本方針	25
（2）目標	27
2 目標達成のための施策	28
（1）住民、事業者、市による3Rの推進	28
（2）環境教育・環境学習の推進	31
（3）環境保全に向けた廃棄物の適正処理	31
3 目標排出量	32

4	適正処理.....	33
	(1) 収集運搬について.....	33
	(2) 処理施設について.....	35
第4章	生活排水処理基本計画.....	37
1	基本方針及び目標.....	37
	(1) 基本方針.....	37
	(2) 目標.....	37
2	処理主体.....	37
3	処理人口.....	37
4	処理量の見込み.....	37
5	目標達成のための施策.....	38
6	適正処理.....	38
	(1) 収集運搬について.....	38
	(2) 処理施設について.....	38
7	処理の課題と今後の方針.....	43

第1章 総論

1 本市の概要

(1) 自然的特性

① 位置・地形

野々市市（以下「本市」という。）は石川県のほぼ中央に位置しており、平坦な地形で、総面積は13.56km²、東西4.5km、南北6.7kmです。北部から東部にかけては金沢市に、西部から南部にかけては白山市に接しています。

② 気候

日本海側気候に属し、年間平均気温は15℃、年間降水量は2,401.5mmです。（※金沢地方気象台、いずれも平年値）

(2) 社会的特性

① 人口

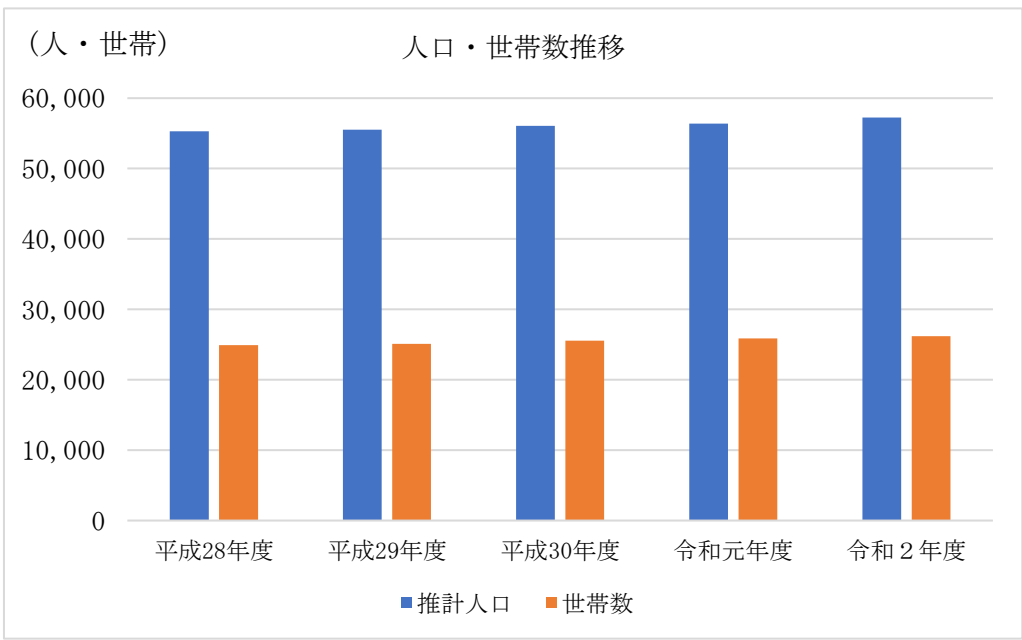
本市の人口、世帯数の推移は、表1―1のとおりです。土地区画整理事業の進展等により、人口、世帯数ともに今後も増加が見込まれています。1世帯当たりの人口は、やや減少しています。

表1―1

単位：人・世帯

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
推計人口	55,290	55,517	56,045	56,367	57,238
世帯数	24,938	25,106	25,547	25,883	26,200
一世帯当たり人口	2.22	2.21	2.19	2.18	2.18

※各年度10月1日現在の県推計人口、令和2年度は国勢調査の確報値



② 土地利用

本市の土地の利用状況の推移は、表 1—2 のとおりです。

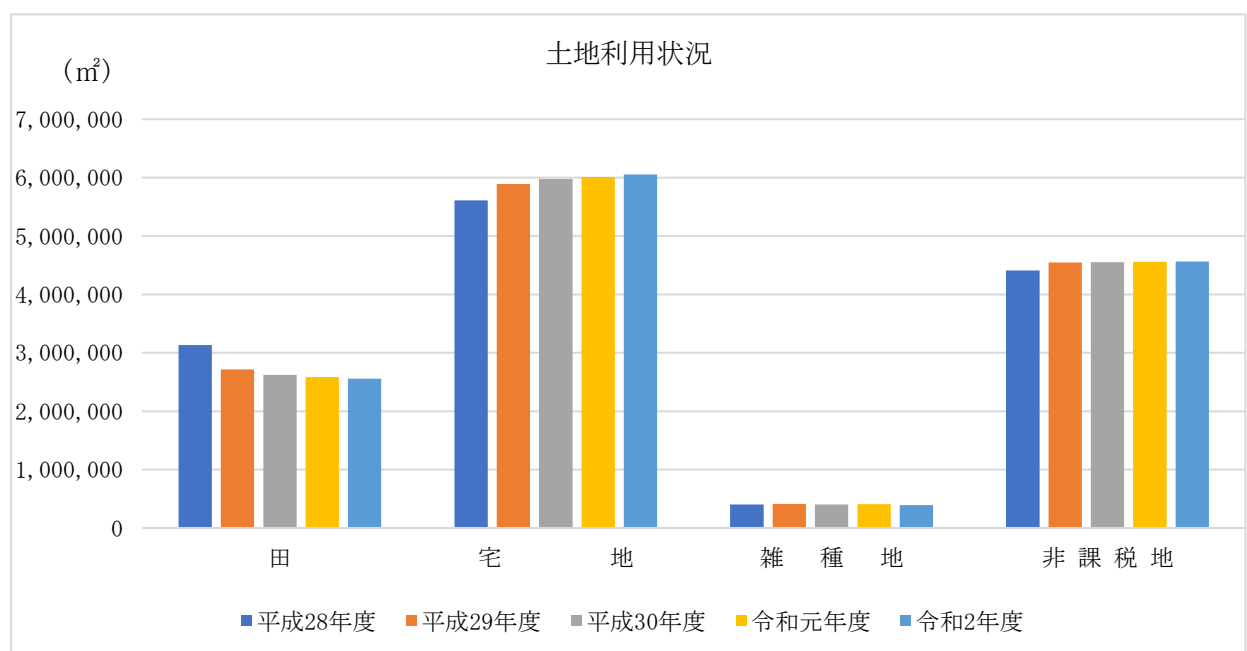
農地が減少する一方で、住宅や事業所等の宅地、道路や公園等の公有地（非課税地）が増加しています。

表 1—2

単位：㎡

	平成 28 年度 (平成 29 年)	平成 29 年度 (平成 30 年)	平成 30 年度 (平成 31 年)	令和元年度 (令和 2 年)	令和 2 年度 (令和 3 年)
田	3,132,867	2,717,030	2,623,454	2,585,283	2,555,563
宅地	5,612,438	5,887,157	5,977,917	6,011,711	6,054,019
雑種地	403,314	411,574	403,619	404,829	389,575
非課税地	4,411,381	4,544,239	4,550,010	4,558,177	4,560,843

※土地に関する概要調書報告書（各年 1 月 1 日現在）



③ 産業

本市の事業所数の推移は、表 1—3 のとおりです。事業所数全体でみると、平成 21 年度と比較して令和元年度は 180 カ所増加しています。

表 1—3

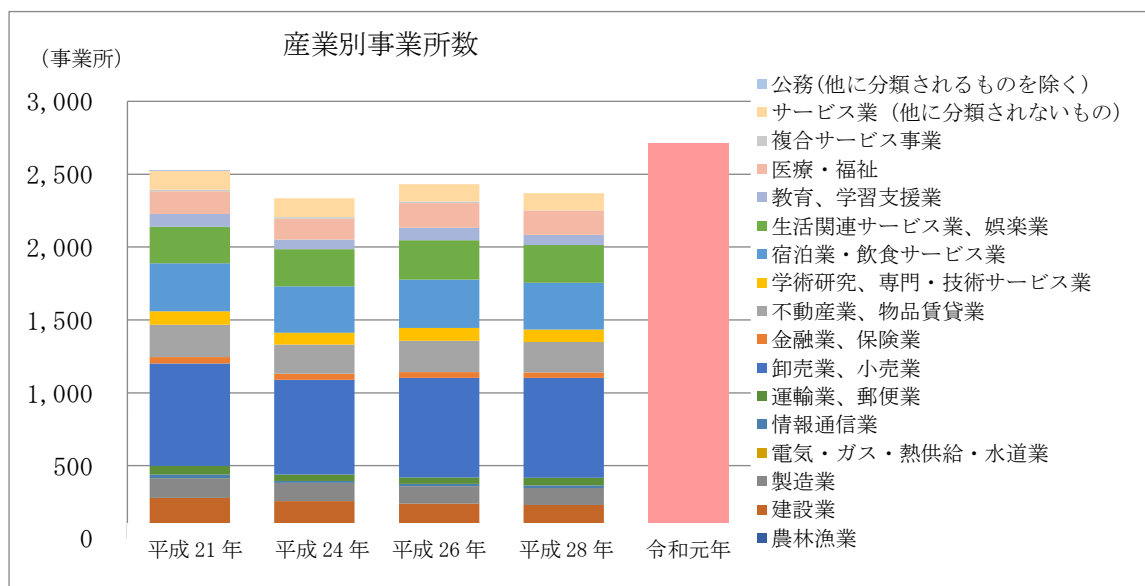
単位：事業所

	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和元年
総数	2,534	2,335	2,441	2,383	2,714
農林漁業	2	1	3	3	
建設業	276	256	236	231	
製造業	134	124	118	115	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	—	1	—	
情報通信業	26	13	17	19	
運輸業, 郵便業	59	45	45	52	
卸売業, 小売業	704	650	683	685	
金融業, 保険業	44	42	39	37	
不動産業, 物品賃貸業	222	200	215	209	
学術研究, 専門・技術サービス業	92	82	87	85	
宿泊業, 飲食サービス業	329	317	333	322	
生活関連サービス業, 娯楽業	251	255	269	260	
教育, 学習支援業	86	66	86	69	
医療, 福祉	156	144	170	167	
複合サービス事業	11	11	10	10	
サービス業(他に分類されないもの)	133	129	120	119	
公務(他に分類されるものを除く)	8	—	9	—	

※経済センサス

※平成 24・28 年は活動調査であり、地方公共団体の事業所等は調査対象外

※令和元年経済センサス基礎調査の結果は、事業所の全数のみ公表



2 一般廃棄物処理計画

(1) 位置付け

野々市市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、本市の区域内の一般廃棄物の発生を抑制するとともに適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するために定めるものです。

一般廃棄物をごみと生活排水とに区分し、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）から構成されています。

本計画の位置付けを、図―1に示します。

(2) 範囲

本計画の対象区域は、野々市市全域とします。

(3) 期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とし、目標年度を令和13年度とします。

なお、廃棄物処理法に基づく国の基本的方針や本市の総合計画及び環境基本計画、その他の計画との整合性を図るため、必要に応じて本計画を見直します。

(4) その他必要な事項

① 野々市市環境審議会

野々市市環境審議会において、廃棄物処理に関する事項の審議を行います。

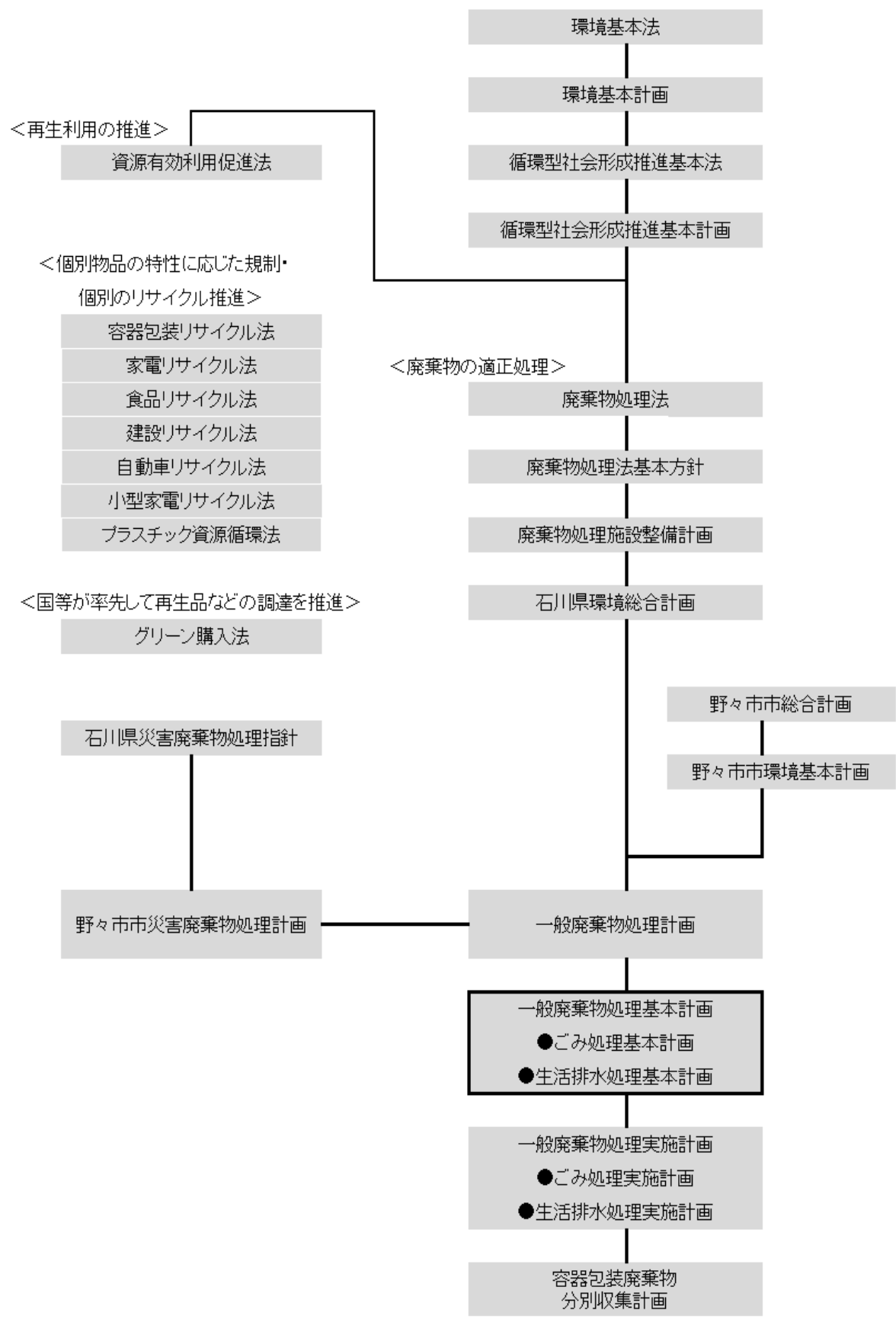
② 地球温暖化防止対策

廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出抑制のための対策を講じます。

③ 緊急時の対策

震災や水害による廃棄物の大量排出等、緊急時の対策を円滑に実施できるよう災害廃棄物処理計画を策定しています。

図一 1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



第2章 一般廃棄物処理の現状及び今後の見込み

1 ごみ処理の現状

(1) 排出量について

① 家庭系一般廃棄物

本市の家庭系一般廃棄物の委託収集にかかる排出量の推移は、表2—1のとおりです。

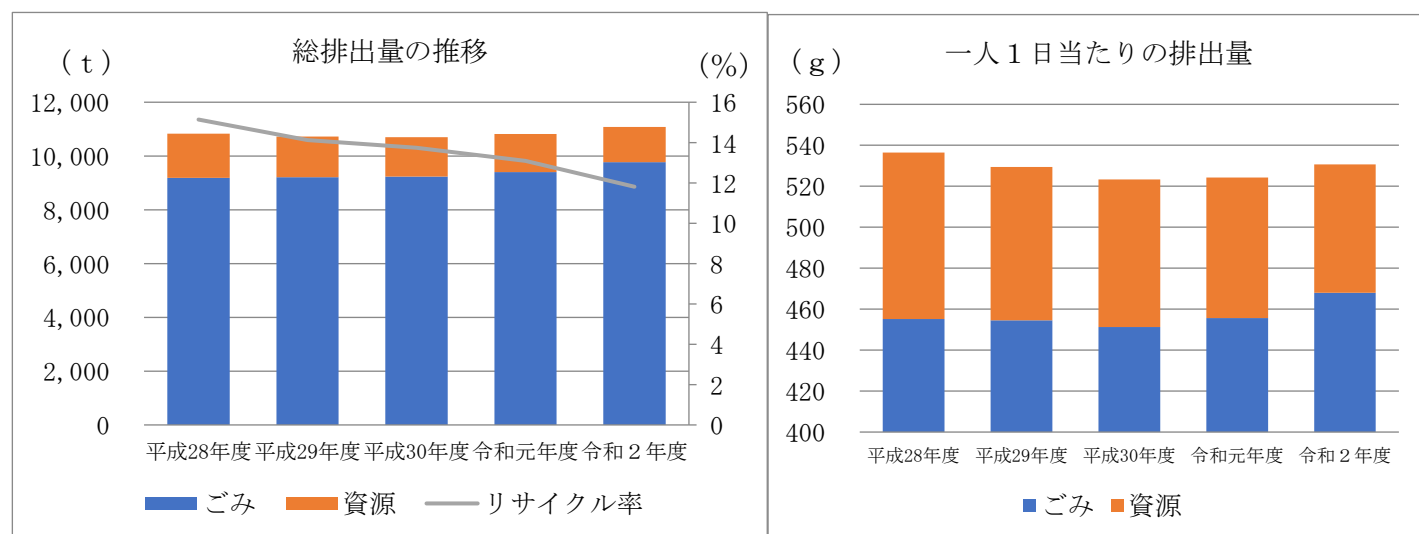
一人1日当たりのごみの排出量は減少していましたが令和元年度以降は増加し、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が初めて発出された令和2年度は、平成28年度以降で最も多くなりました。総排出量におけるリサイクル率は、民間事業者の回収拠点の拡充により年々減少しています。

令和2年度に実施したごみ質調査の結果によると、排出された一般ごみのうち約20%が資源ごみであったことから、分別排出の啓発を強化することにより、ごみの排出量を削減し、リサイクル率を向上することが可能であり、循環型社会の形成を推進することができると考えられます。

表2—1

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
推計人口		人	55,290	55,517	56,045	56,367	57,238
総排出量	ごみ	t	9,186.37	9,212.34	9,232.37	9,399.67	9,777.99
	資源	t	1,639.30	1,514.54	1,471.54	1,416.39	1,309.65
	計	t	10,825.67	10,726.88	10,703.91	10,816.06	11,087.64
	リサイクル率		15.14	14.12	13.75	13.10	11.81
一人1日 当たりの 排出量	ごみ	g	455.20	454.63	451.32	455.63	468.03
	資源	g	81.23	74.75	71.93	68.66	62.69
	計	g	536.43	529.38	523.25	524.29	530.72

※令和元年度は閏年



② 事業系一般廃棄物

本市の事業系一般廃棄物の排出量の推移は、表 2—2 のとおりです。

令和元年度まではごみの排出量は増加傾向にありますが、令和 2 年度は大きく減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う企業活動の縮小が一時的に影響したと思われますが、今後の事業所数の増加や大規模店舗の増加に伴い、排出量の増加が予想されます。

表 2—2

単位：t

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総排出量	ごみ	7,357.97	7,291.87	7,436.04	7,452.79	6,577.82
	資源	201.20	446.61	116.04	88.84	93.47
	計	7,559.17	7,738.48	7,552.08	7,541.63	6,671.29

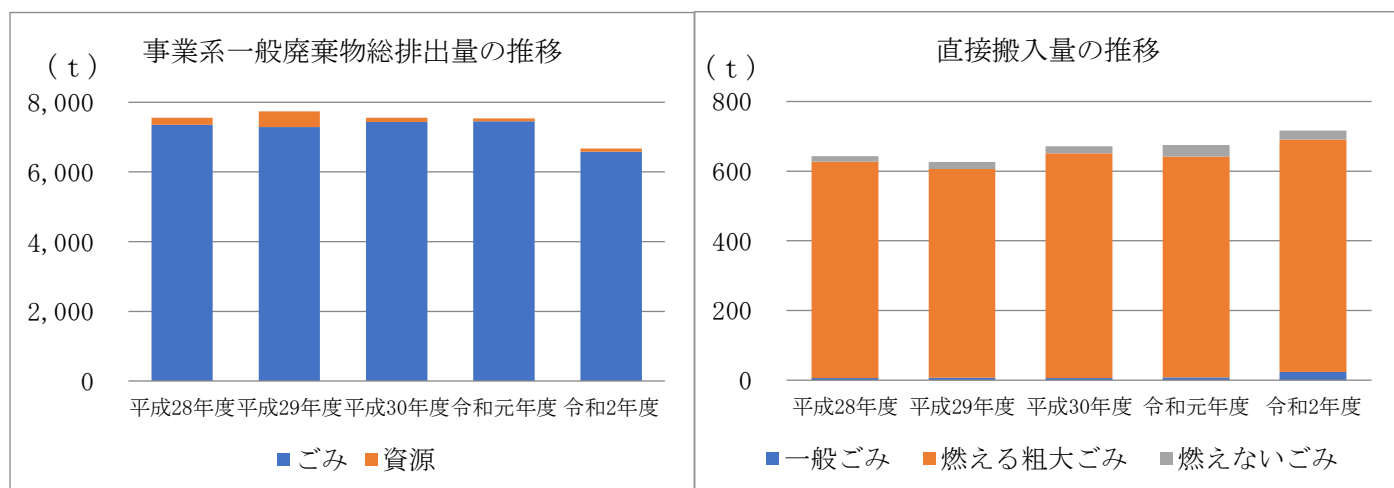
③ 直接搬入

松任石川環境クリーンセンターへの直接搬入量の推移は、表 2—3 のとおりです。

表 2—3

単位：t

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般ごみ	6.16	7.46	6.05	8.19	23.95
燃える粗大ごみ	621.03	599.12	644.92	634.19	666.70
燃えないごみ	16.06	20.23	20.94	33.01	25.73
計	643.25	626.81	671.91	675.39	716.38



(2) 収集運搬について

① 家庭系一般廃棄物

本市において排出される家庭系一般廃棄物は、法令等により排出者又は製造者が処理すべきものとされている廃棄物（例 家電リサイクル法による特定家庭用機器、資源有効利用促進法による指定再資源化製品、白山野々市広域事務組合が定める適正処理困難物）、野々市市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）により排出者が処理する臨時かつ多量の廃棄物及び一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬する廃棄物を除き、表 2－4 により、本市が委託により収集、運搬しています。

本市の委託収集によることができない場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が収集、運搬するほか、排出者自身が松任石川環境クリーンセンターに直接搬入することができます。

表 2－4

区分	分別収集の区分	収集方式	収集回数	
			全域	地域別
ごみ	一般ごみ	ステーション	週 4 回	週 2 回
	燃える粗大ごみ		月 4 回	月 2 回
	燃えないごみ			
資源	空き缶	ステーション	月 2 回	月 1 回
		拠点回収	週 3 回	
	空き瓶	ステーション	月 2 回	月 1 回
		拠点回収	週 3 回	
	ペットボトル	ステーション	月 2 回	月 1 回
		拠点回収	週 3 回	
	容器包装プラスチック	ステーション	月 4 回	月 2 回
	古紙類	拠点回収	週 3 回	
		集団回収	随時	随時
	古着・布類	拠点回収	週 3 回	
	その他金属	拠点回収	週 1 回	

※収集回数の「全域」は本市の委託回数を、「地域別」は地域ごとの収集回数を記載した。

ごみ集積所の設置基準は表 2－5 のとおりです。この基準に満たない場合であっても、周辺の状況や町内会との協議によりごみ集積所を設置する場合があります。

表 2－5

	一般ごみ集積所設置の基準	備考
共同住宅建設	概ね 8 世帯以上の共同住宅	条例
宅地分譲	概ね 20 戸以上の開発行為	市開発指導要綱

本市に設置されているごみ集積所数の推移は、表 2—6 のとおりです。土地区画整理事業や開発行為に伴う住宅の建設により、一般ごみ用の集積所の増加が予想されます。

表 2—6

単位：カ所

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般ごみ用	1,385	1,406	1,427	1,429	1,423
不燃・粗大ごみ用	162	162	163	154	152
資源用	103	102	104	95	95
計	1,650	1,670	1,694	1,678	1,670

※各年度末における町内会分及び共同住宅分の合計延べ数

市役所庁舎に隣接してエコステーションを設置し、空き缶、空き瓶、ペットボトル、古紙類、古着・布類を収集しています。エコステーションの利便性は高く、本市全体の資源収集量の 50%を超えています。これからも利用者の増加が見込まれる中で、排出ルール徹底のための啓発に努める必要があります。

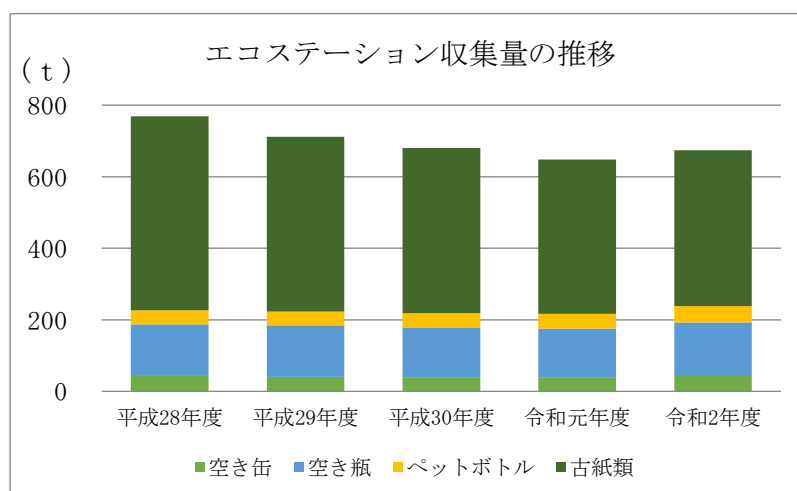
表 2—7

単位：t

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
空き缶	収集量	42.96	40.87	39.81	39.51	45.45
	全市比	57.82	57.84	58.59	60.16	61.74
空き瓶	収集量	144.03	143.53	137.79	136.05	146.68
	全市比	56.96	58.41	57.93	59.26	60.24
ペットボトル	収集量	39.73	39.00	40.74	40.90	45.81
	全市比	58.34	59.56	60.24	61.16	63.33
古紙	収集量	542.15	488.13	462.20	431.49	436.39
	全市比	53.25	53.74	53.24	52.81	62.56
計	収集量	768.87	711.53	680.54	647.95	674.33
	全市比	54.40	55.15	54.81	54.95	62.04
布類	収集量	27.24	28.50	30.76	37.78	10.02

※古紙類の全市比は、子ども会による集団回収量との合計に対する比率を示す。

※布類は、エコステーション、女性センター、押野公民館の収集量を掲載。



② 事業系一般廃棄物

本市において排出される事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が収集、運搬するほか、排出者自身が松任石川環境クリーンセンターに直接搬入することができます。

一般廃棄物収集運搬業の許可については、社会経済状況が大きく変動し、事業系一般廃棄物の処理に大きな負荷がかからない限り、現状の収集運搬体制を保持することとしています。

本市の一般廃棄物処理業の許可状況は、表 2—8 のとおりです。

表 2—8

	許可事業者数
一般廃棄物収集運搬業	1
一般廃棄物処分業	なし

（３）処理施設について

本市において排出されたごみは、白山野々市広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設「松任石川環境クリーンセンター」において処分され、資源として分別収集されたものは、廃棄物処理施設又は廃棄物再生事業者等により再生処理されています。

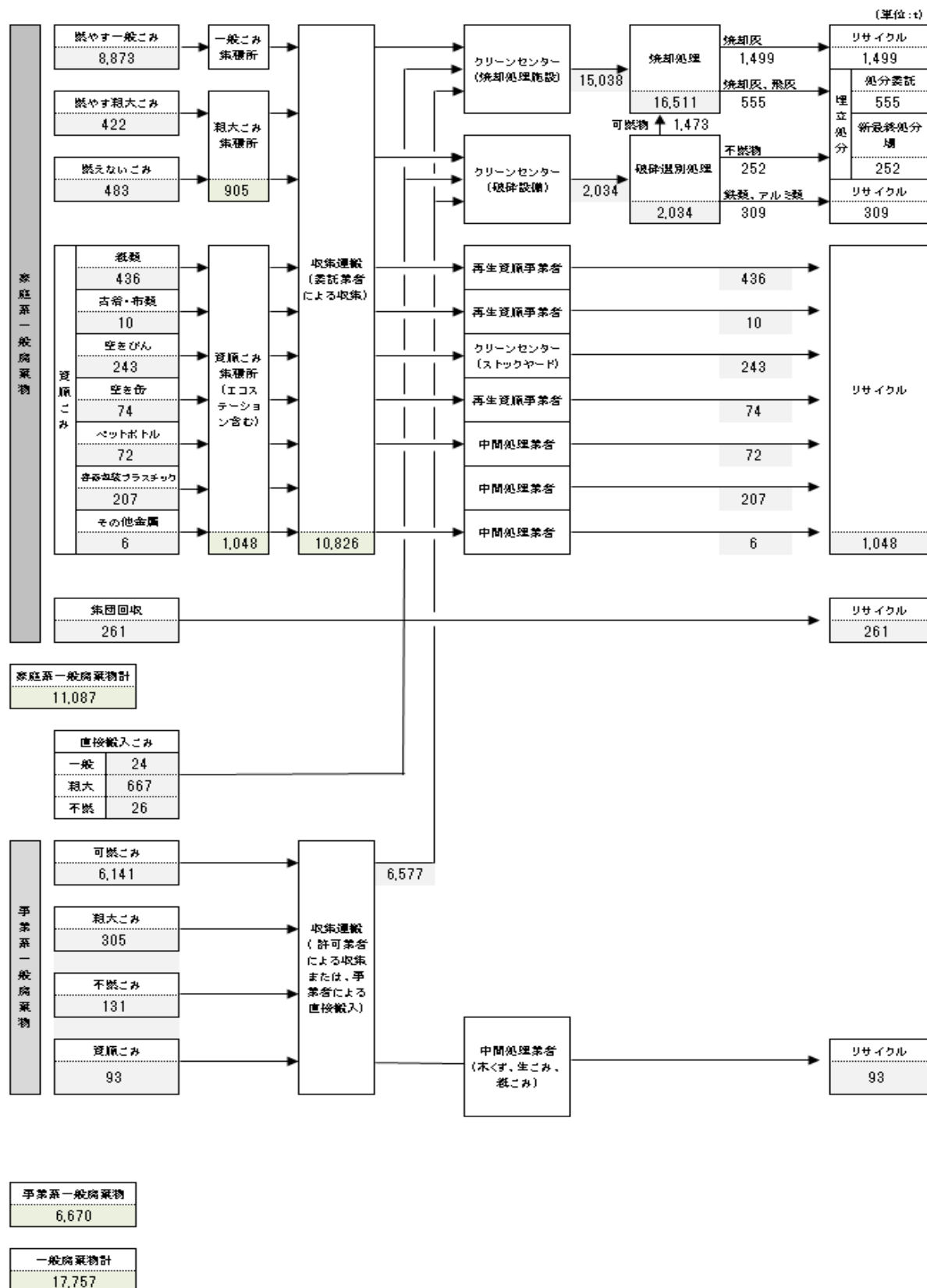
分別収集されたごみや資源の処理方法等は、表２－９のとおりです。なお、白山野々市広域事務組合では、新たな最終処分場として、白山市小川町地内の「環境の杜おがわ」（平成 30 年 5 月竣工）の管理運営を行っています。

表 2－9

	品目	処分施設等	処理内容
ごみ	一般ごみ	松任石川環境クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場「環境の杜おがわ」 民間最終処分場	焼却・破碎選別、 焼却灰・残さの処分
	燃える粗大ごみ		
	燃えないごみ		
資源	空き缶	再生事業者	選別・圧縮
	空き瓶	松任石川環境クリーンセンター	選別
	ペットボトル	再生事業者	破碎（フレーク化）
	容器包装プラスチック	（株）トスマク・アイ 松任リサイクル工場（石川県白山市）	R P F 再商品化
	古紙類	再生事業者	
	古着・布類	再生事業者	
	木くず	（株）トスマク・アイ 松任リサイクル工場（石川県白山市）	R P F 再商品化
	食品くず		堆肥化

本市において排出される一般廃棄物の処理形態は、図－２のとおりであり、令和２年度の排出量及び処理量を示します。

図－２ 一般廃棄物の処理形態

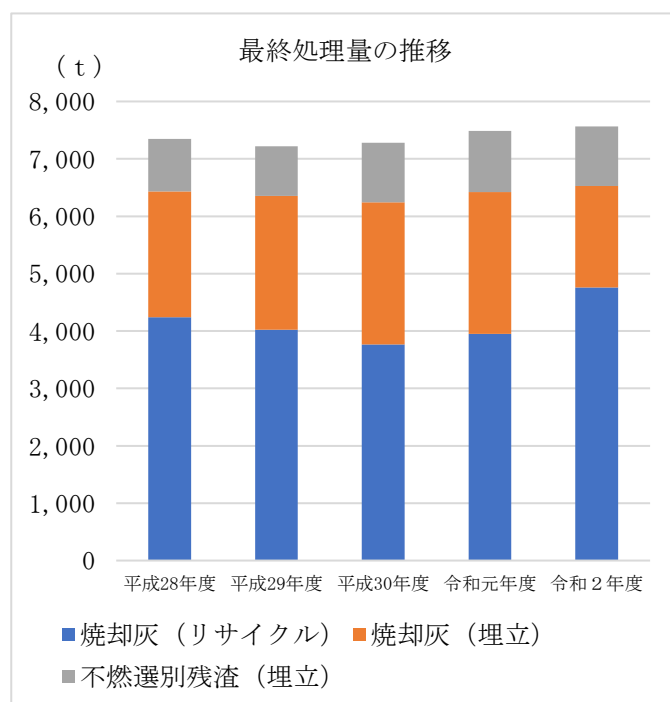
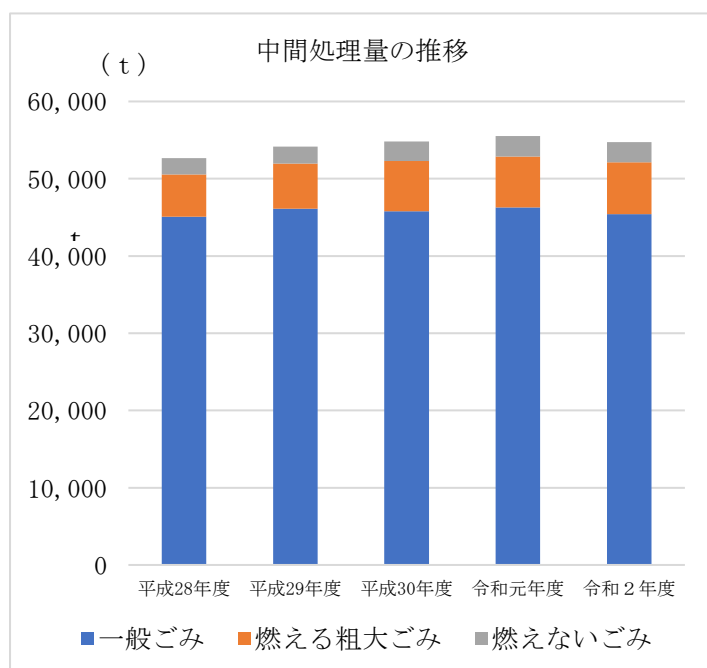


白山野々市広域事務組合の処理施設におけるごみの中間処理量及び最終処分量（白山市、川北町分を含む）の推移は、表２－１０のとおりです。

表２－１０

単位：t

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
松任石川環境 クリーンセン ター搬入量 (中間処理)	一般ごみ	45,086	46,106	45,789	46,285	45,432
	燃える粗大ごみ	5,469	5,874	6,508	6,595	6,693
	小計	50,555	51,980	52,297	52,880	52,125
	燃えないごみ	2,096	2,162	2,542	2,633	2,632
	合計	52,651	54,142	54,839	55,513	54,757
民間施設・ 組合処分場 (最終処分)	焼却灰（リサイクル）	4,239	4,022	3,764	3,950	4,761
	焼却灰（埋立）	2,194	2,335	2,476	2,469	1,764
	不燃選別残渣（埋立）	912	860	1,039	1,065	1,038
埋立処分 される割合	可燃ごみ	4.34%	4.49%	4.73%	4.67%	3.38%
	不燃ごみ	43.51%	39.78%	40.87%	40.45%	39.44%
	合計	5.90%	5.90%	6.41%	6.37%	5.12%



(4) 発生量の見込みについて

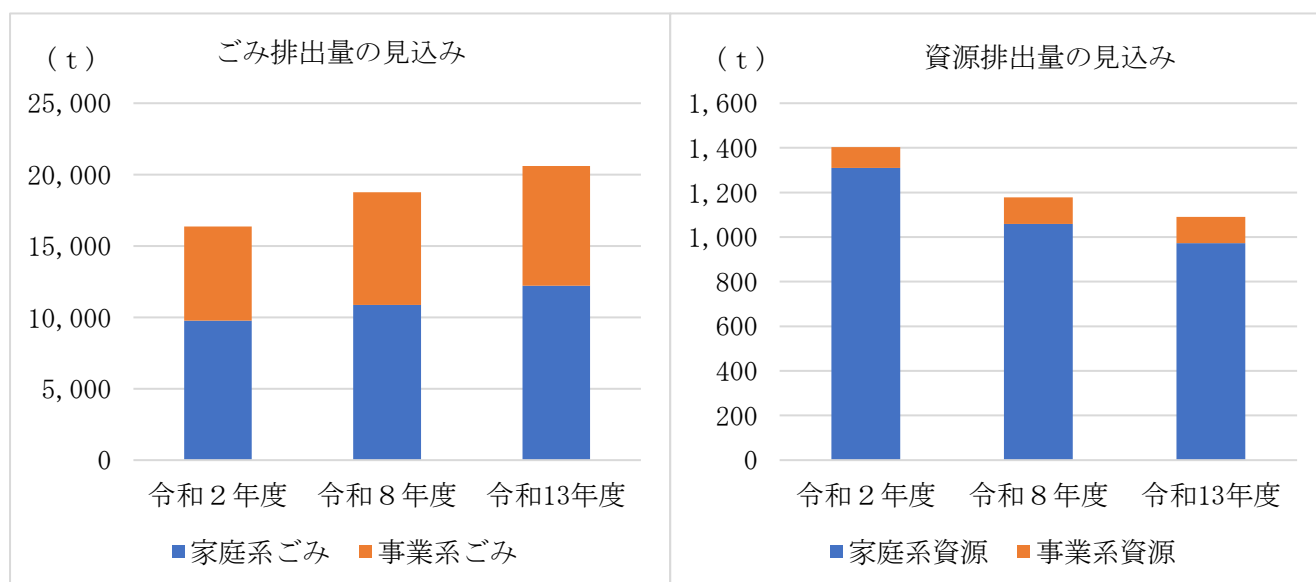
現状の一般廃棄物の発生量及び今後の見込みは、表 2—1 1 のとおりです。

過去 5 カ年の伸び率及び平均値から推計したもので、今後の人口、事業所の増加に伴い、廃棄物の発生量の増加も見込まれます。

表 2—1 1

単位：人・事業所・t

		令和 2 年度	令和 8 年度	令和 13 年度
家庭系 一般廃棄物	住基人口	53,448	56,280	58,794
	ごみ	9,777.99	10,867.19	12,208.49
	資源	1,309.65	1,058.98	972.12
	計	11,087.64	11,926.17	13,180.61
事業系 一般廃棄物	事業所数	2,732	2,840	2,930
	ごみ	6,577.82	7,899.74	8,385.55
	資源	93.47	118.49	118.49
	計	6,671.29	8,018.23	8,504.04
直接搬入	ごみ	716.38	639.82	639.82
一般廃棄物 発生総量	ごみ	17,072.19	19,406.75	21,233.86
	資源	1,403.12	1,177.47	1,090.61
	計	18,475.31	20,584.22	22,324.47



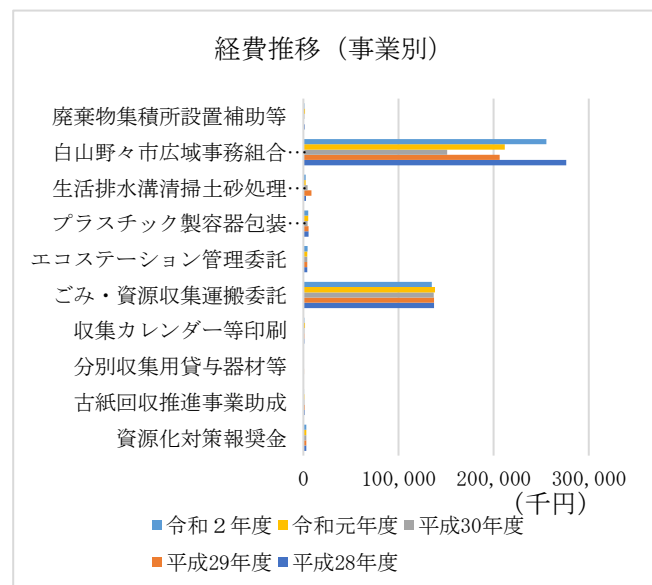
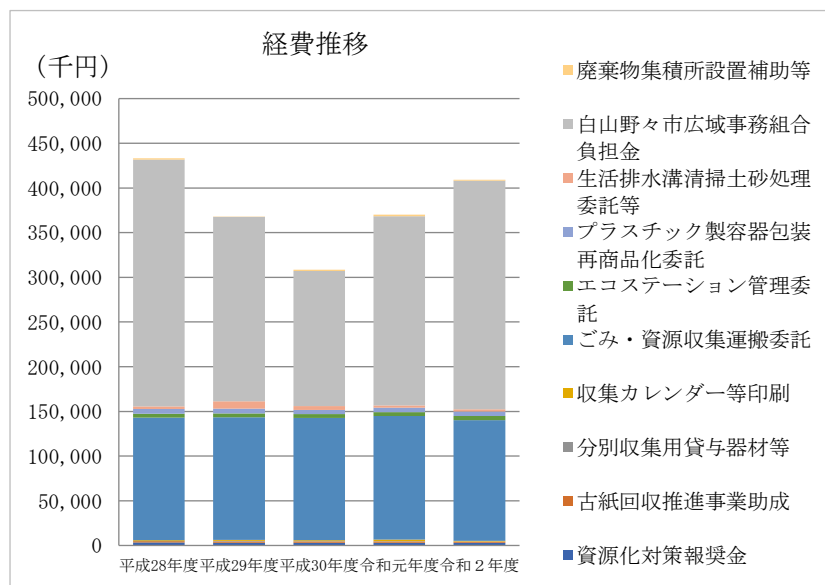
(5) 処理費用について

本市における分別収集の啓発及び支援、ごみ・資源の収集運搬委託料、白山野々市広域事務組合負担金等の主な経費の推移は、表 2—1 2 のとおりです。

表 2—1 2

単位：千円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
資源化対策報奨金	3, 246	3, 189	3, 192	3, 200	3, 164
古紙回収推進事業助成	1, 428	1, 261	1, 218	1, 157	784
分別収集用貸与器材等	297	688	451	379	350
収集カレンダー等印刷	1, 041	1, 036	907	1, 856	1, 003
ごみ・資源収集運搬委託	137, 240	137, 289	137, 063	138, 270	135, 071
エコステーション管理委託	4, 171	4, 093	4, 077	4, 210	4, 372
プラスチック製容器包装再商品 化委託	5, 357	5, 400	4, 590	5, 123	5, 225
生活排水溝清掃土砂処理委託等	2, 810	8, 475	4, 399	2, 421	2, 558
白山野々市広域事務組合負担金	276, 179	206, 242	151, 273	211, 785	255, 502
廃棄物集積所設置補助等	1, 548	474	1, 232	1, 665	1, 140
計	433, 317	368, 147	308, 402	370, 066	409, 169



(6) 一般廃棄物処理基本計画の取組み結果及び課題

一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年度策定・平成 28 年度に中間見直し）のごみ処理計画の取組み結果は、表 2—1 3 のとおりです。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が初めて発令され、リモートワークや在宅勤務の普及、事業所の営業時間の短縮が実施されました。平成 21 年度と比較すると、家庭系一般廃棄物の住民一人 1 日当たりの排出量は約 3 %の減量、リサイクル率は半減しており、いずれも目標は未達成です。事業系一般廃棄物のごみ排出量は平成 21 年度以下となり目標を達成していますが、事業所の営業時間短縮等が影響していると思われます。

このような状況を鑑み、発生量削減及び資源回収を一層進めるよう、住民、事業者にも協力を求める必要があります。

表 2—1 3

区分	目標値	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般廃棄物	リサイクル率を 15%以上とする。	13.10%	9.67%	10.27%	8.39%	7.91%	7.59%
家庭系一般廃棄物	住民一人 1 日当たりの排出量（資源収集を除く）を平成 21 年度に比較して 20%減量させ、リサイクル率を 25%とする。	484.33 g 20.08%	455.20 g (▲6%) 15.14%	454.63 g (▲6.1%) 14.12%	451.32 g (▲6.8%) 13.75%	455.63 g (▲5.9%) 13.10%	468.03 g (▲3.4%) 11.81%
事業系一般廃棄物	ごみ排出量（資源を除く）を平成 21 年度以下に減量させる。	6,719.23	7,357.97	7,291.87	7,436.04	7,452.79	6,577.82

① 家庭系一般廃棄物の減量に関する取組み

住民の分別収集に対する本市の支援の推移は、表 2—1 4 のとおりです。

子ども会による古紙の集団回収量が年々減少し、町内会による分別収集量も減少傾向にありますが、これは、エコステーションの利用や資源の拠点回収協力店の増加による影響が考えられます。ほかに、町内会が設置するごみ集積所において使用する看板類、ネット等を町内会に貸与しています。

表 2—1 4

単位：件・円

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ごみ資源化 対策報奨金	件数	54	54	54	54	54
	金額	3, 246, 180	3, 188, 870	3, 192, 125	3, 147, 895	3, 164, 455
古紙回収推進 事業助成	件数	44	45	48	48	40
	金額	1, 427, 790	1, 260, 540	1, 217, 730	1, 156, 530	783, 510
ごみ集積所・ 資源回収容器 保管庫設置補助	件数	12	7	11	9	10
	金額	1, 548, 000	474, 000	1, 232, 000	1, 665, 000	1, 140, 000

家庭において不要となった家具等の R e u s e（再使用）を促すため、「リサイクル情報ダイアル」により、住民への情報提供に努めています。リサイクル情報ダイアルの利用状況の推移は、表 2—1 5 のとおりです。

表 2—1 5

単位：件

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
譲ります	登録	24	28	43	30	26
	成立	11	11	23	12	16
譲って ください	登録	38	25	23	36	30
	成立	9	11	5	13	9

② 事業系一般廃棄物に関する取組み

事業系一般廃棄物の減量化を図るため、条例により、事業用の大規模建築物の所有者に事業系廃棄物の減量化計画の策定とともに廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。

この減量化計画策定状況の推移は、表 2—1 6 のとおりです。

表 2—1 6

単位：事業所

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象建築物数	31	31	31	31	31
計画策定数	27	26	23	28	28
計画策定率	87.10%	83.87%	74.19%	90.32%	90.32%

③ 【参考】一般廃棄物処理システムによる分析

環境省では、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 25 年 4 月改訂）に基づき、一般廃棄物処理システムの客観的かつ定量的な点検・評価を推進しており、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を提供しています。評価指標は、表 2—1 7 に示すとおりです。

表 2—1 7

指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人 1 日当たりごみ総排出量	$\text{= ごみ総排出量} \div 365 \div \text{人口} \times 10^3$
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	$\text{= 資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$\text{= 最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
費用対効果	人口一人 1 日当たり年間処理経費	$\text{= 処理及び維持管理費} \div \text{人口}$
	最終処分減量に要する費用	$\text{= (処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費)} \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、類似市町村及び県内市町との比較を行いました。

類似市町村との比較結果を、表 2—1 8 及び図—3 に示します。

（※類似市町村・・・総務省が提示している「類似団体別市町村財政指数表」による類型化の都市。
人口区分：50,000 人以上～100,000 人未満、産業構造：第 2 次産業・第 3 次産業人口比 95%以上、第 3 次産業人口比 65%以上である 95 都市（本市を含む））

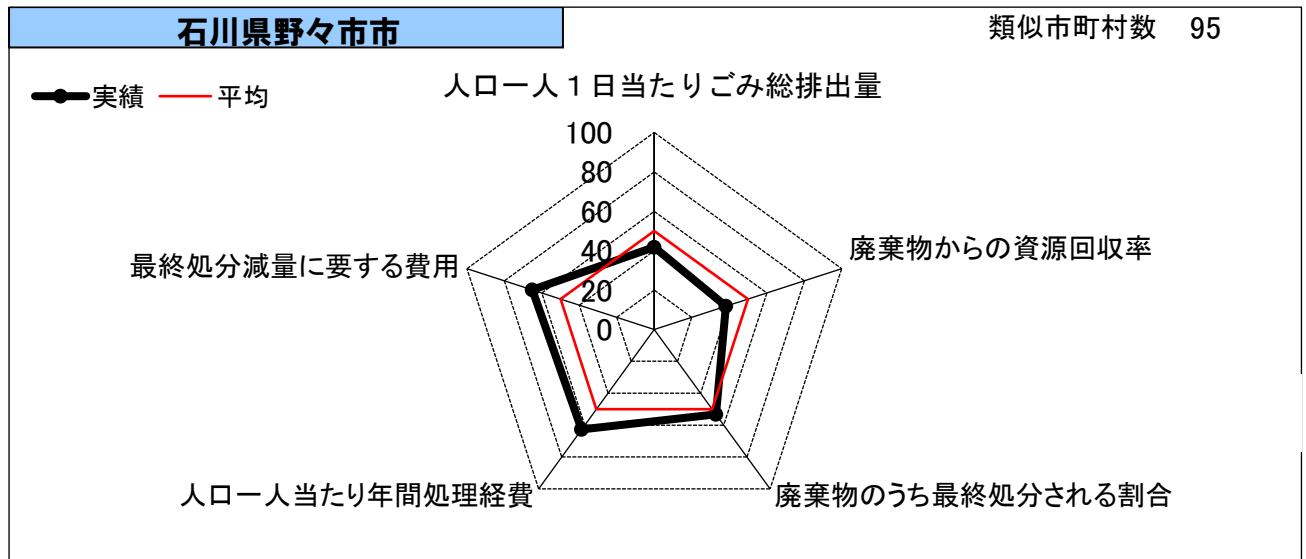
表 2—1 8 （類似市町村との比較）

標準的な指標	人 口 一 人 1 日 当 たり ご み 総 排 出 量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (t/t)	廃棄物のうち 最 終 処 分 さ れ る 割 合 (t/t)	人口 1 人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
最小	0.674	0.045	0	6,937	19,389
標準偏差	0.125	0.071	0.094	3042	11266
野々市市実績	0.984	0.097	0.057	8,843	23,746
偏差値	41.8	38.2	53.2	62.7	65.1

※市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）

図一 3 のレーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示しています。

図一 3 （類似市町村との比較）



類似市町村と比較すると、「人口一人当たり年間処理経費」や「最終処分減量に要する費用」は平均より高い評価となっており、効率的に処理できていることがわかります。

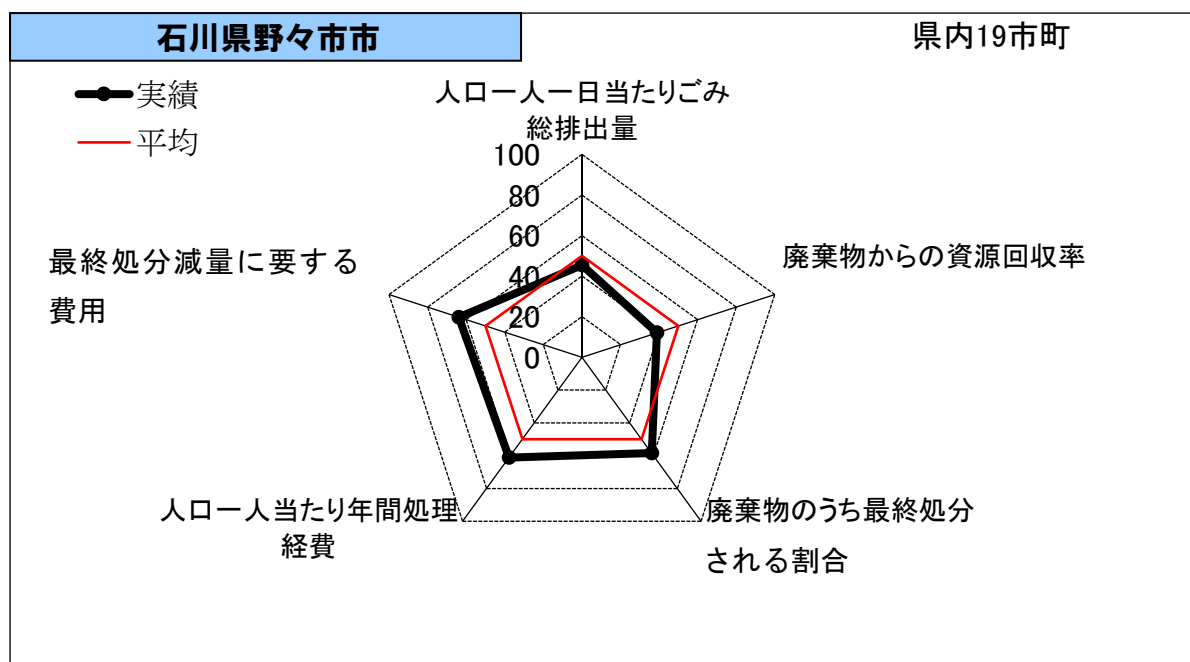
一方、「人口一人1日当たりごみ総排出量」や「廃棄物からの資源回収率」は平均より低い評価となっており、ごみの排出が多いこと、ごみの資源化が少ないことがわかります。

県内市町との比較結果を、表 2-1 9 及び図一 4 に示します。類似都市との比較と同様の結果となり、「人口一人当たり年間処理経費」や「最終処分減量に要する費用」は平均より高い評価で、「人口一人1日当たりごみ総排出量」や「廃棄物からの資源回収率」は平均より低い評価となっています。

表 2-1 9 （県内他市町との比較）

標準的な指標	人口一人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.917	0.158	0.097	17,148	53,982
最大	1.265	0.266	0.218	31,603	95,599
最小	0.636	0.081	0.046	8,307	23,746
標準偏差	0.145	0.055	0.047	7418	21881
野々市市実績	0.984	0.097	0.057	8,843	23,746
偏差値	45.4	38.9	58.5	61.2	63.8

図一 4 （県内他市町との比較）



④ ごみ処理に関する課題の整理

ごみ処理の現状及び社会情勢等を踏まえ、今後の課題を整理します。

(ア) ごみの減量化及びリサイクルの推進

家庭系一般廃棄物のごみの排出量は増加し、リサイクル率は減少しています。県内市町や類似市町村と比較しても、「人口一人1日当たりごみ総排出量」や「廃棄物からの資源回収率」は平均より低い評価がされています（市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる。）。

新しい生活様式によるリモートワークやステイホームが定着した結果、今後も、在宅時間の増加に伴いごみの排出量も増加を続けていくことが予想され、一層のごみの減量化が必要です。ごみの減量化にあたっては、分別の徹底や食品ロスの削減を呼び掛けるとともに、生ごみの減量化・堆肥化などの検討も必要となります。市民に向けた説明会や環境教室等の実施により、継続してごみの減量化についての啓発を進める必要があります。

一方、家庭系一般廃棄物の資源の排出量は減少しており、ごみの排出量の増加と相まってリサイクル率は減少しています。これは、資源の拠点回収協力店の利用が増加しているためとみられ、資源の適切な分別の啓発、拠点回収協力店との連携が今後も重要です。

事業系一般廃棄物については、新型コロナウイルス感染症拡大前は増加傾向にあり、土地区画整理上の進展等により今後も事業所の増加が予想されることから、事業系一般廃棄物の増加も懸念されます。事業用の大規模建築物の所有者には、減量化計画の策定とともに廃棄物管理責任者の選任を義務付けており、廃棄物の減量化

に関する各事業者の意識を高めていく必要があります。また、事業所数の変化に伴う廃棄物の質的、量的変化に対応できるよう、事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理に関する施策について検討する必要があります。

(イ) 収集・運搬・処理

一般廃棄物収集運搬業の許可業者には、廃棄物処理法で規定されている一般廃棄物収集運搬業にかかる許可基準を満たすよう、法令遵守を徹底させる必要があります。

土地区画整理事業や開発行為に伴う住宅の建設、人口の増加、事業所数の増加や大規模店舗の増加により、集積所の増加が予想されます。集積所の増加に伴い、収集作業に要する時間も増大するため、迅速かつ衛生的な廃棄物処理の観点から、収集、運搬体制の強化が一層必要となります。また、降雪など悪天候時には、ごみの収集に遅れが生じることがあります。一般廃棄物収集運搬業者との連携により、効率的にごみを収集する方法・体制等を検討していく必要があります。

白山野々市広域事務組合が運営する処理施設の延命化を図るためには、同組合や近隣市町と連携するほか、一層のごみ減量化に向けた施策を検討する必要があります。

(ウ) 情報発信

ごみの分別・収集に関する情報発信として、家庭ごみ収集カレンダーの配布、広報及びホームページへの収集日の掲載、ごみ分別事典のウェブサイトの掲載等を行っています。

また、市内には4年生大学が2校立地しており、一人暮らしの学生が多く暮らしています。学生を含め、転出入者が多いという特性からも、本市に住む全ての住民に、適切なごみの分別・収集を呼び掛けていく必要があります。

2 生活排水処理の現状

(1) 処理区域及び処理人口について

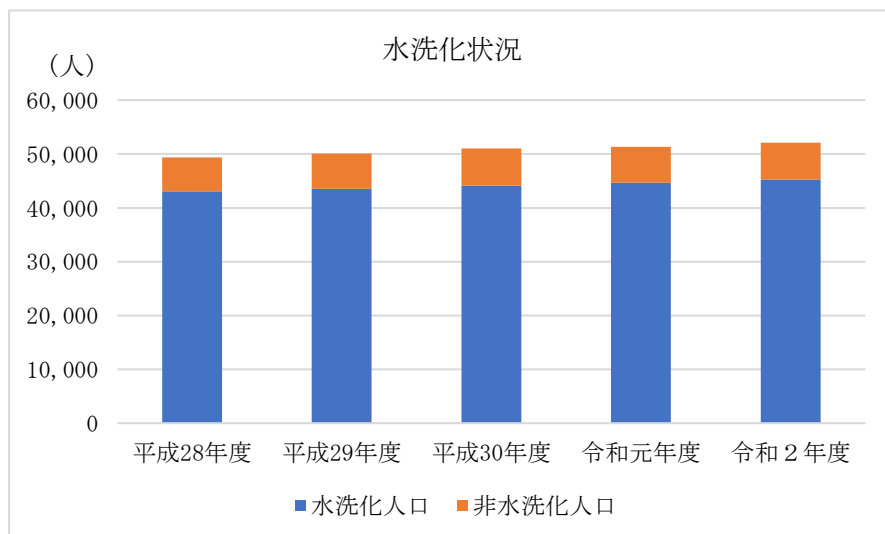
本市の生活排水処理状況の推移は、表 2—20 のとおりです。

表 2—20

単位：km²、人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
下水道計画区域	11.88	11.88	11.88	11.88	11.94
下水道処理区域	10.29	10.41	10.47	10.47	10.62
推計人口・国勢調査人口	55,290	55,517	56,045	56,367	57,238
下水道処理区域人口	52,720	53,503	54,475	54,786	55,820
水洗化人口	46,008	46,510	47,099	47,693	48,504
非水洗化人口	9,282	9,007	8,946	8,674	8,734
水洗化率	83.21%	83.78%	84.04%	84.61%	84.74%

※各年度 9 月末現在における水洗化状況調査による。人口は、推計人口及び国勢調査を基準に算出した。



(2) 排出量について

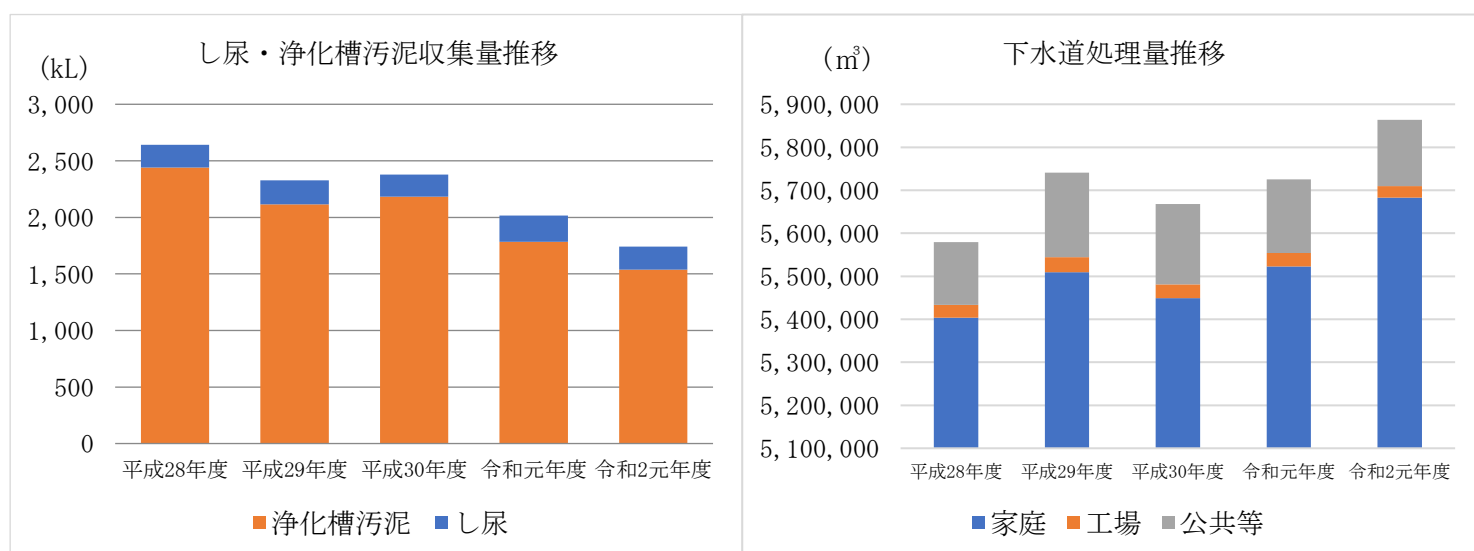
本市において収集されたし尿及び浄化槽汚泥、公共下水道による排出量の推移は、表 2—2 1 のとおりです。

表 2—2 1

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
浄化槽汚泥 し尿及び	し尿	kL	200.07	212.75	194.08	232.16	203.04
	浄化槽汚泥	kL	2,441.09	2,114.91	2,183.90	1,782.96	1,538.74
	計	kL	2,641.16	2,327.66	2,377.98	2,015.12	1,741.78
公共下水道	家庭	m ³	5,403,778	5,509,800	5,449,329	5,522,674	5,682,807
	工場	m ³	29,863	34,461	31,682	31,131	26,561
	公共等	m ³	145,830	196,437	186,876	171,404	154,742
	計	m ³	5,579,471	5,740,698	5,667,887	5,725,209	5,864,110

※公共下水道・・・水洗化状況調査による。

本市における生活排水は、公共下水道事業の実施に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の処理量が減少し、公共下水道への生活排水量が増加しています。公共下水道への生活排水量の内訳については、製造業等の工場からの排水量は減少し、家庭からの排水量は増加しています。



(3) 収集運搬について

本市において排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が収集、運搬しています。

(4) 処理施設について

本市において排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、白山野々市広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設において処分されています。

(5) 処理費用について

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に要する費用の推移は表 2—2 2 のとおりです。

表 2—2 2

単位：千円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
白山野々市 広域事務組 合負担金	34, 579	33, 217	32, 547	31, 112	31, 298

(6) 一般廃棄物処理基本計画の取組み結果

一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年度策定・平成 28 年度に中間見直し）の生活排水処理計画の取組み結果は、表 2—2 3 のとおりです。

表 2—2 3

項目	区分		平成 23 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
生活排水処理率 【目 標 値 1 0 0 . 0 0 %】	水洗化	人口（人）	42, 933	45, 171	48, 504
		比率（%）	81. 11%	81. 98%	84. 74%
	非水洗化	人口（人）	9, 998	9, 928	8, 734
		比率（%）	18. 89%	18. 02%	15. 26%
	計	人口（人）（推計・国勢調査）	52, 931	55, 099	57, 238
し尿、浄化槽 汚泥の排出量	し尿	kL/日	0. 90	0. 68	0. 56
	汚泥	kL/日	12. 69	7. 43	4. 22
	計	kL/日	13. 59	8. 11	4. 78

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本方針及び目標

(1) 基本方針

「一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう」

野々市市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき定める計画であり、また、野々市市第二次総合計画（令和4年3月策定）及び野々市市環境基本計画（令和4年3月策定）を上位計画とし、本市の将来都市像の実現に向けて、一般廃棄物処理の分野から取り組むための計画です。

野々市市環境基本計画は、環境保全に関する最も基本的かつ総合的な計画であり、本市に住む人、活動する人が環境保全に取り組むための基本的な方向を示す計画です。「脱炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「環境保全の担い手づくり」の5つを対象とし、本計画に関わる「循環型社会の実現」については「一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう」という基本方針を定めています。

本計画は、野々市市環境基本計画を推進するための具体的な実行計画と位置付けられることから、「一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう」を本計画の基本方針とし、本市に住む全ての人、活動する人それぞれが、循環型社会の実現に向けて主体的に行動していくことをめざします。

また、本市では、SDGsの達成に向けた取組みについて、市民や団体、事業者等の多様な主体と連携を図りながら推進していくこととしています。SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で、国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年までの持続可能な開発目標のことです。経済・社会・環境の3つの側面のバランスを取りながら、世界規模で持続可能な消費や生産、気候変動対策などに取り組むための目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画に関連するゴールとしては、ゴール12「つくる責任 つかう責任」があり、持続可能な消費と生産のパターンを確保することを目的としています。「小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる。」「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」といったターゲットが設定されており、本計画を推進していくことは、SDGsのゴールの達成にもつながります。



参考：[ゴール 12「つくる責任 つかう責任」 持続可能な消費と生産のパターンを確保する]ターゲット一覧

12. 1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12. 2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12. 3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12. 4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12. 5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12. 6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12. 7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12. 8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12. a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12. b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12. c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

(2) 目標

本計画では、一般廃棄物の発生抑制について、次の数値を目標とします。

表 3—1

区分	目標値
① 一人1日当たりの家庭から 排出されるごみの量	440 g /人/日 (501 g (R2) →468 g (R8) →440 g (R13))
② 一人1日当たりの事業所から 排出されるごみの量	328 g /人/日 (337 g (R2) →356 g (R8) →328 g (R13))
③ 一人1日当たりのごみの排出量	850 g /人/日 (947 g (R2) →913 g (R8) →850 g (R13))

※①及び③は、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標・指標でもある

2 目標達成のための施策

本計画の目標を達成するために、継続して次の施策に取り組みます。

- (1) 住民、事業者、市による３Ｒの推進
- (2) 環境教育・環境学習の推進
- (3) 環境保全に向けた廃棄物の適正処理

(1) 住民、事業者、市による３Ｒの推進

住民、事業者、市は、日々の生活や活動においてそれぞれが Reduce（廃棄物の発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）に取り組むことで、市全体のごみの排出量の削減を図ります。

本市は、住民や事業者が３Ｒを一層推進できるよう啓発を充実させるとともに、住民や事業者それぞれの取組み、連携による取組みを支援します。また、生ごみ、廃食用油等の循環的利用の方策について研究します。

家庭ごみ処理の有料化については、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進を図るため、分別収集の区分の見直しや集団回収への助成、排出抑制や再使用の促進などの施策の充実を図ったうえで、導入の検討を行います。なお、家庭ごみ処理の有料化を導入する場合には、これにより懸念される課題について必要な対策を講じ、制度の評価及び見直しを行います。

《住民、事業者、市による3Rの推進例》

① Reduce（廃棄物の発生抑制）

<住民>

ア 食品ごみの発生抑制

- ・消費量に見合った食品の購入、調理
- ・商品棚の手前にある商品の購入
- ・調理方法の工夫による減量
- ・下ごしらえや調理手順を工夫する等エコクッキングの実践
- ・フードシェアリング、フードバンクの活用
- ・生ごみの水切りによる減量
- ・生ごみ処理機、コンポスト等の活用

イ 容器・包装類の発生抑制

- ・すべての買い物にマイバッグを持参
- ・不要な包装の辞退
- ・量り売り・ばら売り商品の購入
- ・簡易包装商品・詰め替え商品の購入
- ・使い捨て容器による商品の購入抑制

ウ その他の生活ごみの発生抑制

- ・使い捨て商品の購入抑制
- ・ごみの持ち帰りの徹底
- ・長期間使用できる商品、省資源化設計の製品の購入
- ・修繕、補修による長期使用
- ・まとめ買いの抑制
- ・レンタルやシェアリングシステムの利用

<事業者>

ア 製品の製造・販売過程における発生抑制

- ・食品ごみ（調理くず等）の減量
- ・使い捨て容器の使用抑制
- ・過剰包装の廃止
- ・マイカップ、マイ箸等の使用奨励
- ・フードシェアリング、フードバンクの活用
- ・環境配慮型製品・サービスの開発
- ・耐久性の高い製品や省資源化設計の製品の選択

イ その他の事業系廃棄物の発生抑制

- ・用紙類の使用量削減

ウ 廃棄物の管理にかかる組織内体制の整備、取組み

- ・廃棄物責任者等の選任
- ・廃棄物排出量の把握
- ・廃棄物減量化計画の策定
- ・「美味しいいしかわ食べきり協力店」への登録
- ・いしかわ事業者版環境 ISO の導入

<市>

ア 住民、事業者に対する情報提供

- ・廃棄物処理に関する情報の提供
- ・事業系廃棄物の自己処理の徹底

イ 住民、事業者に対する啓発活動

- ・廃棄物減量の必要性、効果的方法等の啓発

- ・町内会、グループ単位での研修会、施設見学等の開催支援

ウ 住民、事業者の自主的行動に対する支援

- ・研修会等による住民相互の交流促進
- ・大規模建築物所有者への廃棄物減量化への啓発

エ ごみ処理にかかる経費負担の適正

- ・家庭系一般廃棄物処理有料化の研究

② Reuse（再使用）

<住民>

- ア 製品の長期使用
 - ・修繕、補修による再使用
 - ・使い捨て商品の購入抑制
 - ・マイボトルなどリユース容器の利用
- イ 不用品交換等の活用
 - ・市リサイクル情報ダイヤルの活用
 - ・リサイクルショップやフリーマーケット（フリマアプリ等含む）の利用

<事業者>

- ア 製品の長期使用
 - ・修繕、補修による再使用
 - ・メンテナンスの充実
 - ・消費者への情報提供
- イ 再使用を念頭においた製品の製造
 - ・再生利用が容易な商品の製造・販売
 - ・使用済製品、部品、容器の回収と再使用
 - ・リユース容器の使用による内容物の詰め替え方式の採用

<市>

- ア 不要品の再使用に係る仕組みづくり
 - ・リサイクル情報ダイヤルの運用
 - ・バザー、フリーマーケット等の開催支援

③ Recycle（再生利用）

<住民>

- ア 資源の分別収集
 - ・分別収集の徹底
 - ・集団回収への協力
- イ リサイクル商品の普及
 - ・環境配慮型製品の購入
 - ・環境ラベリング商品の購入

<事業者>

- ア リサイクル商品の普及
 - ・環境配慮型製品の購入
 - ・環境ラベリング商品の購入
- イ リサイクル事業の実施
 - ・店頭における資源回収
 - ・利用者に対する情報提供

<市>

- ア 分別収集の推進
 - ・バイオマス資源、食品ロスの活用の研究
- イ 住民、事業者に対する啓発活動
 - ・資源リサイクルに関する情報の提供

(2) 環境教育・環境学習の推進

循環型社会の実現のためには、子供から大人まで全ての人々がそれぞれできることに継続して取り組んでいくことが必要です。そのために、学校、地域、家庭、職場等との連携により環境教育・環境学習を推進し、環境問題や循環型社会についての正しい理解を広め、環境保全に係る一人ひとりの意識や行動の変化を促します。

表 3－2

	主な取組み（例）
学校	・ 児童生徒の発達段階に応じた環境教育の推進 ・ ESD（持続可能な開発のための教育）の推進 ・ 環境配慮型の施設整備
地域	・ 公民館等を活用した環境教育・環境学習の推進 ・ 各種団体による環境保全活動の実践
家庭	・ 家庭内における環境問題・環境保全に関する情報の共有 ・ 家庭内における役割分担を通じた環境保全活動の実践
職場・事業所	・ 環境問題に関する研修等の充実 ・ 環境保全活動の実践
市	・ 地域における住民等との協力や地域資源を活用した環境教育 ・ 各主体の自主的な環境保全活動を促進するための支援

(3) 環境保全に向けた廃棄物の適正処理

徹底した3Rの取組みを推進する一方で、排出された廃棄物の処理にあたっては、収集運搬業者及び白山野々市広域事務組合と連携して適正に処理し、環境負荷の低減に努めます。

表 3－3

	適正処理	環境保全
収集運搬	・ 地域住民の協力による分別収集の徹底 ・ 収集運搬業者への指導	・ 効率的な収集運搬作業の実施
中間処理	・ 高温焼却によるごみの無害化 ・ 選別・破碎作業による資源化・減容化	・ 焼却熱の有効利用 ・ 資源の有効活用 ・ 最終処分量の削減
最終処分	・ 最終処分場の適切な管理	・ 浸出水の適正処理

3 目標排出量

一般廃棄物の目標排出量は、表 3－4 及び 3－5 のとおりです。

表 3－4

単位：g

	令和 2 年度 (実績値)	令和 8 年度 (中間年)	令和 13 年度 (目標年次)
住基人口	53,448	56,280	58,794
一人 1 日当たりの家庭から 排出されるごみの量	501.22	467.77	440.00
一人 1 日当たりの事業所から 排出されるごみの量	337.18	355.75	328.46
一人 1 日当たりのごみの排出量	947.04	912.97	849.79

※令和 13 年度は閏年

表 3－5

単位：t

		令和 2 年度 (実績値)	令和 8 年度 (中間年)	令和 13 年度 (目標年次)
家庭系一般廃棄物 (委託収集)	ごみ	9,777.99	9,609.03	9,468.19
	資源	1,309.65	1,079.04	991.65
	計	11,087.64	10,688.07	10,459.84
	リサイクル率	11.81%	10.10%	9.48%
事業系一般廃棄物 (許可収集)	ごみ	6,577.82	7,307.95	7,068.06
	資源	93.47	118.50	118.50
	計	6,671.29	7,426.45	7,186.56
	リサイクル率	1.40%	1.60%	1.65%
直接搬入	ごみ	716.38	639.82	639.82
一般廃棄物発生量 (総合計)	ごみ	17,072.19	17,556.80	17,176.07
	資源	1,403.12	1,197.54	1,110.15
	計	18,475.31	18,754.33	18,286.22
	リサイクル率	7.59%	6.39%	6.07%

4 適正処理

(1) 収集運搬について

① 家庭系一般廃棄物

本市において排出される家庭系一般廃棄物は、法令等により排出者又は製造者が処理すべきものとされている廃棄物、条例により排出者が処理する臨時かつ多量の廃棄物及び一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬する廃棄物を除き、表 3—6 及び表 3—7 により、本市が委託により収集、運搬することとします。

また、本市の委託収集によることができない場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が収集、運搬するほか、排出者自身が松任石川環境クリーンセンターに直接搬入することとします。

なお、廃棄物処理の安全を期するため、本市が収集を委託する事業者、一般廃棄物収集運搬業者に対する法令遵守に関する指導を強化します。

表 3—6

区分	分別収集の区分	留意点
ごみ	一般ごみ	透明又は半透明の袋に入れる。
	燃える粗大ごみ	
	燃えないごみ	刃物、ガラス類、蛍光管・電球、針・釘、スプレー缶、ライター、乾電池、水銀体温計等を分別する。 ※スプレー缶は、事故防止のため穴をあける。
資源	空き缶	内部を洗浄し、拠点回収についてはアルミ缶、スチール缶に分別する。
	空き瓶	内部を洗浄し、無色透明、茶色、その他の色に分別する。
	ペットボトル	キャップ及びラベルは取り外し、内部を洗浄し、できる限りつぶす。
	容器包装プラスチック	内部を洗浄し、透明又は半透明の袋に入れる。
	古紙類	新聞紙、チラシ・雑誌、段ボール、紙パックに分別する。
	古着・布類	
	その他金属	

表 3 - 7

区分	分別収集の区分	収集運搬の主体	収集方式	収集回数	
				全域	地域別
ごみ	一般ごみ	委託業者	ステーション	週 4 回	週 2 回
	燃える粗大ごみ			月 4 回	月 2 回
	燃えないごみ				
資源	空き缶	委託業者	ステーション	月 2 回	月 1 回
			拠点回収	週 3 回	
	空き缶		ステーション	月 2 回	月 1 回
			拠点回収	週 3 回	
	ペットボトル		ステーション	月 2 回	月 1 回
			拠点回収	週 3 回	
	容器包装プラスチック		ステーション	月 4 回	月 2 回
	古紙類	委託業者	拠点回収	週 3 回	
		再生事業者	集団回収	随時	随時
	古着・布類	再生事業者	拠点回収	週 3 回	
	その他金属	委託業者	拠点回収	週 1 回	

分別収集に当たっては、住民に対する搬出方法等の啓発を積極的に行うとともに、町内会等に対する研修を実施します。

また、町内会と連携してごみ集積所の確保に努めるとともに、ごみ集積場の設置者（管理者）に対して、適切な管理を行うよう指導します。なお、安全かつ衛生的な廃棄物処理の観点から、収集、運搬体制の強化に努めます。燃えないごみ等の持ち去り対策については、町内会、関係機関と連携し、住民の安全確保、廃棄物の適正処理のため、適切な措置を講じます。

② 事業系一般廃棄物

本市において排出される事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が収集、運搬するほか、排出者自身が松任石川環境クリーンセンターに直接搬入することとします。

廃棄物処理の安全を期するため、一般廃棄物収集運搬業者に対する法令遵守に関する指導を強化します。また、事業所数の増加に伴うごみ排出量の増加により、収集作業に要する時間も増大することから、迅速かつ衛生的な廃棄物処理の観点から収集、運搬体制の強化に努めます。事業者に対して、事業系一般廃棄物の適正処理にかかる啓発に努めます。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可については、社会経済状況が大きく変動し、事業系一般廃棄物の処理に大きな負荷がかからない限り、現状の収集運搬体制を保持することとしますが、今後の事業所の増加等に対応できるよう、現状の収集能力を考慮したうえで、適正かつ円滑な収集体制について検討を行うこととします。

（２）処理施設について

本市において排出されたごみは、白山野々市広域事務組合が設置する松任石川環境クリーンセンターにおいて、焼却処分又は選別・破碎します。松任石川環境クリーンセンターから排出される焼却灰及び不燃残渣は、同組合が定める方法により処分します。また、資源として分別収集したものは、収集区分ごとに廃棄物処理施設又は廃棄物再生事業者等に搬入します。

白山野々市広域事務組合が設置運営する処理施設については、同組合と連携し、適正な管理運営に努めます。

なお、一般廃棄物の処分又は再生を、本市以外の場所において行うことを委託するときは、関係市町村の協力を得、廃棄物処理法に基づき適切に行います。

また、民間事業者による一般廃棄物処理施設の整備については、廃棄物処理法等の法令及び住民の生活環境の保全等を勘案し、適正に対応します。

ごみ及び資源の処理施設は、表３－８のとおりです。このうち、白山野々市広域事務組合が設置運営する処理施設の概要は、表３－９のとおりです。

なお、民間事業者が設置、運営するごみ処理施設において資源の再生等を行う場合は、関係法令の定める基準を満たす事業者委託します。

表３－８

	品目	処分施設等	処理内容
ごみ	一般ごみ	松任石川環境クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場「環境の杜おがわ」 民間最終処分場	焼却・破碎選別、焼却灰・残さの処分
	燃える粗大ごみ		
	燃えないごみ		
資源	空き缶	再生事業者	選別・圧縮
	空き瓶	松任石川環境クリーンセンター	選別
	ペットボトル	再生事業者	破碎（フレーク化）
	容器包装プラスチック	（株）トスマク・アイ 松任リサイクル工場（石川県白山市）	R P F 再商品化
	古紙類	再生事業者	
	古着・布類	再生事業者	
	木くず	（株）トスマク・アイ 松任リサイクル工場（石川県白山市）	R P F 再商品化
	食品くず		堆肥化

表 3—9

名称	項目	内容	
松任石川環境 クリーンセンター	所在地	白山市上小川町 7 9 5 番地	
	敷地面積	27,173 m ²	
	建築面積	7,790 m ²	
	延床面積	17,830 m ²	
	運営主体	白山野々市広域事務組合	
	処理型式及 び処理能力	焼却処理施設 (可燃物)	全連続焼却式焼却炉 80 t/日×3基
		リサイクルプラザ (不燃・粗大)	破碎・選別・保管 65 t/日
	余熱利用	発電 (2,900kW)、給湯	
一般廃棄物最終処分場 「環境の杜おがわ」	所在地	白山市小川町 1222 番地 1	
	埋立面積	5,800 m ²	
	埋立容量	28,000 m ³	
	運営主体	白山野々市広域事務組合	

第4章 生活排水処理基本計画

1 基本方針及び目標

(1) 基本方針

「生活排水の適切な処理により、良好な水環境を守る」

(2) 目標

本計画の目標は、表4—1のとおりです。

表4—1

	令和13年度
生活排水処理率	90%

2 処理主体

生活排水の処理主体は、表4—2のとおりです。

表4—2

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	浄化槽管理者
単独処理浄化槽	し尿	浄化槽管理者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	＜松任衛生センター＞ 白山野々市広域事務組合 ＜松任中央浄化センターし尿・浄化槽汚泥受入施設＞ 本市及び白山市・能美市・川北町
流域下水道	し尿及び生活雑排水	石川県
公共下水道	し尿及び生活雑排水	野々市市

3 処理人口

生活排水を処理する人口の実績及び見込みは、表4—3のとおりです。

表4—3

単位：人

	令和2年度 (実績値)	令和8年度	令和13年度
住民基本台帳人口	53,448	56,280	58,794
水洗化人口	45,292	49,400	53,330
非水洗化人口	8,156	6,880	5,464

4 処理量の見込み

本市におけるし尿及び雑排水は、公共下水道又は浄化槽等により処理されるものであるが、このうち公共下水道については公共下水道事業計画が策定されているため、本計画においては、し尿及び浄化槽汚泥の処理について定めます。

本市において収集されるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込みは、表4—4のとおり

です。

表 4—4

単位：kL

	令和 2 年度	令和 8 年度	令和 13 年度
し尿	203.04	206.40	163.92
浄化槽汚泥	1,538.74	1,719.96	1,366.00
計	1,741.78	1,926.36	1,529.92

※浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽分及び単独処理浄化槽分を記載した。

5 目標達成のための施策

し尿、生活雑排水の適正処理の重要性及び生活環境との関連について、住民に対する周知に努めます。特に、浄化槽の維持管理について、住民の意識を向上させ、保守点検、清掃、法定検査の徹底を図るための広報、啓発、指導に努めます。

処理施設の設置及び管理については、公共下水道事業の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、関係団体と連携し、適切に行います。

6 適正処理

(1) 収集運搬について

本市において排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が収集、運搬することとします。

(2) 処理施設について

本市において排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、白山野々市広域事務組合が設置する松任衛生センターにおいて中間処理（脱水）後、同組合が定める方法により処分を行ってきました。

処理施設の老朽化が著しいことから、下水道広域化推進総合事業協議会（旧M I C S 事業協議会）により松任中央浄化センター内にし尿・浄化槽汚泥の受入施設を整備し、令和 4 年 5 月より汚水処理を下水道処理施設で行っていきます。

松任衛生センター及び松任中央浄化センター内のし尿・浄化槽汚泥の受入施設の概要は、表 4—5 のとおりです。

表 4—5

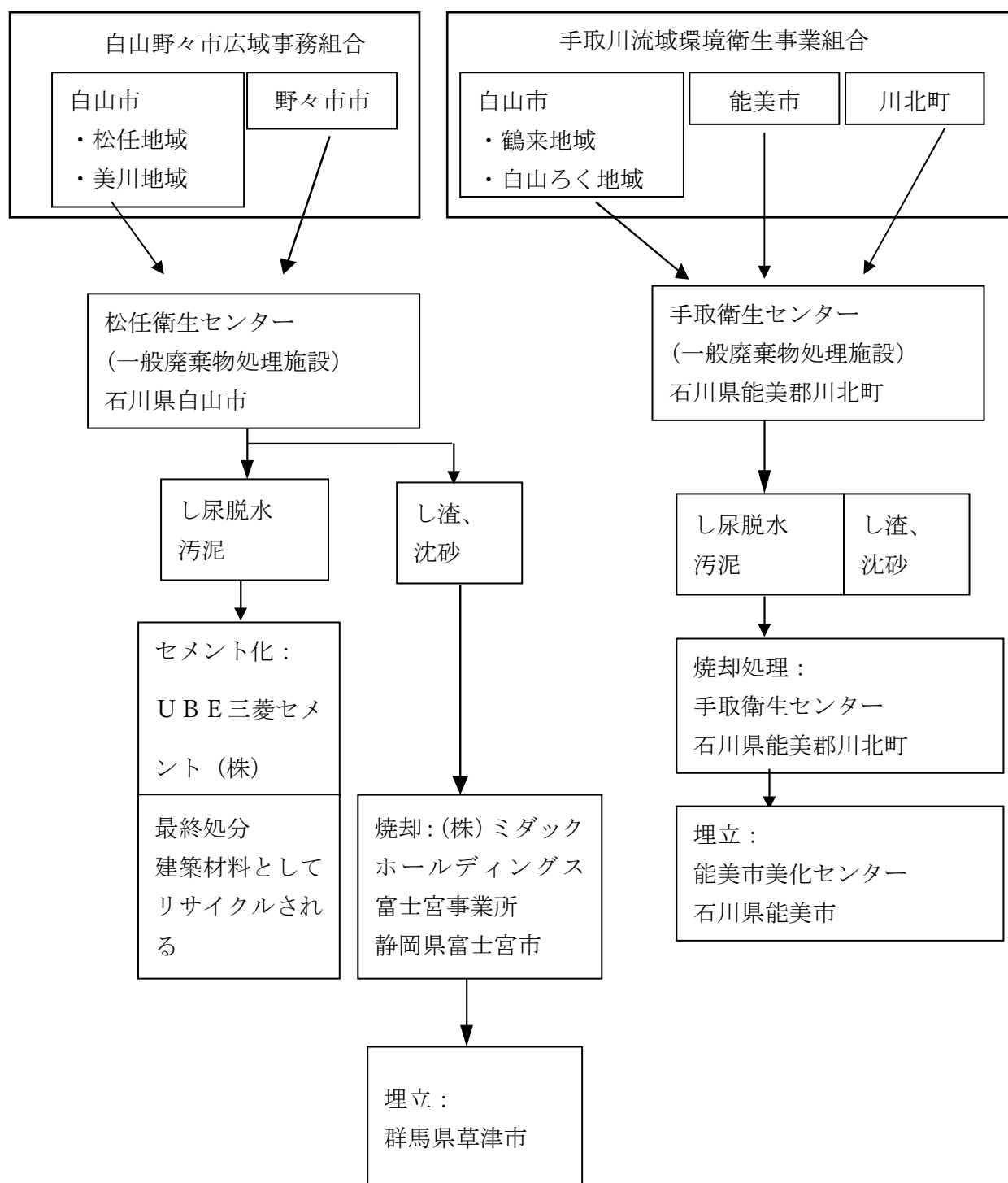
名称	松任衛生センター	
所在地	白山市倉部町 2 4 3 番地	
敷地面積	7, 2 7 3 m ²	
運営主体	白山野々市広域事務組合	
処理方式	前処理	機械的除去焼却方式
	一次処理	酸化方式
	二次処理	活性汚泥方式
処理能力	1 2 0 kL/日	

名称	松任中央浄化センター し尿・浄化槽汚泥受入施設	
所在地	白山市倉部町 6 4 2 番地	
建築面積	597.34 m ²	
延床面積	1,270.06 m ²	
運営主体	白山市公営企業 (白山市・野々市市・能美市・川北町が共同で整備し、処理業務を委託。)	
し尿・汚泥受入量	4 7 . 3 K L/日	

松任衛生センター及び松任中央浄化センター内のし尿・浄化槽汚泥の受入施設のし尿・浄化槽汚泥の処分の流れは、図―５、図―６及び図―７のとおりです。

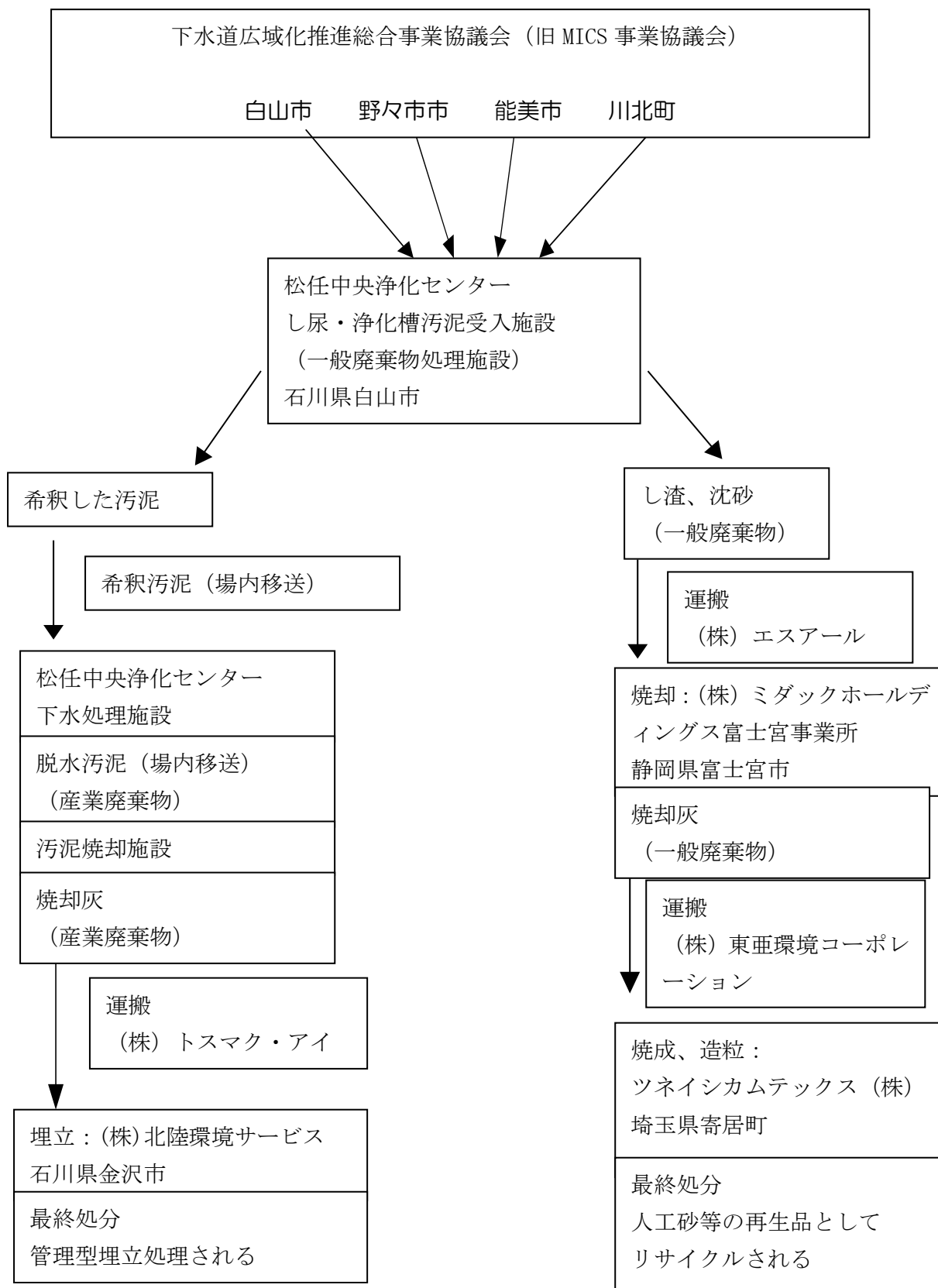
図―５

令和４年４月３０日までのし尿・浄化槽汚泥の処分の流れ



図一 6

令和4年5月1日以降のし尿・浄化槽汚泥の処分の流れ



施設の区分	松任中央浄化センター および し尿・浄化槽汚泥受入施設 における汚泥処理フロー図
● し尿・浄化槽 汚泥受入施設	し尿汚泥持込み し尿汚泥受入槽 → し渣除去脱水装置 → 貯留槽 → 希釈混合槽 → 受水槽 し尿汚泥受入槽 → し砂除去装置 → し砂 → し渣、し砂 (一般廃棄物) し渣除去脱水装置 → し渣 (一般廃棄物) 貯留槽 → し渣 (一般廃棄物) 希釈混合槽 → し渣、し砂 (一般廃棄物) 受水槽 → 希釈し尿汚泥 → 最初沈殿池 ・希釈し尿汚泥は場内の下水処理施設受入マンホールへ移送
● 下水処理施設 標準活性汚泥法	汚水 → 受入マンホール → 沈砂池 → 最初沈殿池 → 反応槽 → 最終沈殿池 → 放流 → 2級河川 倉部川 沈砂池 → 沈砂、し渣 (産業廃棄物) 場外搬出 最初沈殿池 → 生汚泥 → 重力濃縮槽 反応槽 → 余剰汚泥 → 機械濃縮槽 最終沈殿池 → 希釈水 → 受水槽 最終沈殿池 → 塩素混和池 → 放流 希釈し尿汚泥 → 最初沈殿池 希釈し尿汚泥 → 最終沈殿池 希釈し尿汚泥 → 塩素混和池 希釈し尿汚泥 → 放流 希釈し尿汚泥 → 場外搬出 (焼成、造粒) ツネイカミックス(株) アールディングス富士宮事業所
● 汚泥処理施設	重力濃縮槽 → 汚泥貯留槽 → 汚泥脱水機 → 汚泥焼却炉 機械濃縮槽 → 汚泥貯留槽 → 汚泥脱水機 → 汚泥焼却炉 汚泥焼却炉 → 焼却灰 (産業廃棄物) 場外搬出 最終処分場 (埋立処分) (株) 北陸環境サービス

7 処理の課題と今後の方針

引き続き、下水道への接続推進により生活排水処理を推進していきます。

浄化槽の維持管理については、保守点検、清掃、法定検査の徹底を図るための広報、啓発、指導を継続していきます。また、令和4年度には松任中央浄化センター内のし尿・浄化槽汚泥受入施設の供用開始を予定しており、白山市、能美市、川北町との連携により、適切な処理を行っていきます。